

# Business Port Support Program 加入規約

**Business Port** Support Program

第 1.0 版  
2007 年 12 月 18 日

KDDI株式会社

## Business Port Support Program加入規約

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、ビジネスポート・サポートプログラム（以下「本プログラム」といいます。）について、この規約（以下「プログラム規約」といいます。）により取り扱います。

（本プログラムの目的）

第1条 本プログラムは、当社と本プログラムに加入する事業者（以下「加入者」といいます。）とが相互に協力し、SaaS（Software as a Service）に係るサービス開発、サービス提供、ビジネスモデルの創造、市場開拓等（以下あわせて「SaaS サービス開発等」といいます。）を積極的に推進することを目的とします。

（プログラム規約の適用）

第2条 当社及び加入者は、プログラム規約に基づき、本プログラムを遂行するものとします。

- 2 当社は、加入者との間で、別途SaaSサービス開発等に係る個別契約（以下「個別契約」といいます。）を締結することがあります。
- 3 プログラム規約の規定及び個別契約の規定の間に矛盾がある場合には、個別契約の規定が優先的に適用されるものとします。

（契約の成立）

第3条 本プログラムへ加入しようとする者（以下「申込者」といいます。）は、プログラム規約に同意のうえ、当社所定の手続に従って本プログラムに係る契約（以下「本件契約」といいます。）の申込みをするものとし、当該申込みに対し当社が承諾した時に、申込者と当社との間に本件契約が成立するものとします。

2 当社は、次の各号の一に該当すると判断した場合、本件契約の申込みを承諾しないことがあります。なお、当社は承諾しない理由を開示しません。

- （1）申込者が虚偽の事実を申告したとき
- （2）申込者が法人又はこれに準ずる団体でないとき
- （3）申込者の本社所在地又は主たる営業拠点が日本国内にないとき
- （4）申込者の財務状態、信用等に不安があるとき
- （5）申込者がソフトウェアの開発、販売等を過去に行っておらず、且つ今後行う予定がないとき
- （6）申込者が今後開発、販売等を行う予定のソフトウェアについて、当社が本サポート（第4条第1項で定義します。）を実施することが不相当と判断したとき
- （7）申込者との本件契約の締結が当社の業務遂行上又は技術上支障を及ぼすとき、又はそのおそれのあるとき

3 当社は、加入者の承諾を得ることなくプログラム規約を変更することができ、当該変更後は、変更後のプログラム規約が適用されるものとします。

(本サポート)

第4条 当社は、当社の裁量により、加入者が SaaS サービス開発等を行うために必要と当社が認める情報及び設備の提供等、当社が適切と考えるサポート（以下「本サポート」といいます。）を加入者に実施します。なお、本サポートの内容は、加入者の承諾を得ることなく、変更される場合があります。

2 当社は、本プログラムに係る当社のシステム（以下「本システム」といいます。）の障害等が生じ又はそのおそれがある場合、本システムの保守等を行う場合、その他合理的な事由がある場合、事前に加入者に通知することなく、本サポートの実施を中断することができるものとします。

3 本サポートを実施するために費用が生じる場合であって、当該費用の全部又は一部の加入者による負担が妥当であると判断される時は、当社は、事前協議のうえ、加入者に当該費用の負担を求めることができるものとします。

(加入者の義務等)

第5条 加入者は、法人又はこれに準ずる団体を対象としたSaaSサービス開発等を行うものとします。

2 加入者は、当社の信用、評判等を毀損し、その他当社に営業上の損害を与える可能性のある行為を一切行わないものとします。

3 当社は、適宜本プログラムの遂行状況について加入者に報告を求めることができ、加入者は、すみやかにこれに応じるものとします。

4 加入者は、所在地、商号、代表者又は連絡先を変更するときは、当社に対し、予めその旨を書面により通知しなければなりません。加入者がかかる通知を怠ったことにより、当社からの通知が遅延し、又は到達しなかった場合には、その通知は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(ID等)

第6条 当社は、加入者に対し、本システムの使用の際に必要なID及びパスワード（以下あわせて「ID等」といいます。）を発行します。

2 加入者は、自己の責任においてID等を厳重に管理、使用しなければならず、ID等を第三者（自己の関係会社、業務委託先等、自己以外の者全てをいいます。以下同じとします。）に使用させたり開示、漏洩してはならないものとします。

3 加入者は、事由の如何を問わず本件契約が終了したときは、直ちにID等及び本システムの使用を中止しなければなりません。

4 当社は、ある加入者のID等を用いて本システムへのアクセス、使用等がなされた場合、かかる行為が当該加入者によりなされたものとみなします。当社は、ID等が第三者

に使用されたことにより加入者が損害、不利益等を被った場合であっても、これについて一切責任を負いません。

- 5 当社は、ある加入者の ID 等について、不正使用若しくは当社の業務遂行への著しい悪影響を及ぼすような使用等があった場合、又は相当期間にわたり使用されていない場合、加入者に事前に通知したうえで、当該 ID 等を失効させることがあります。

#### (権利の帰属)

第7条 本プログラムの遂行過程で生じた発明、考案、意匠、ノウハウ、著作物等の成果(以下「発明等」といいます。)及び発明等に関する特許等の産業財産権、著作権その他の知的財産権(以下あわせて「知的財産権」といいます。)の帰属については次のとおりとします。

- (1)当社及び加入者が共同で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、共有とし、その持分は均等とします。
  - (2)当社又は加入者が単独で発明等を行った場合の当該発明等に関する知的財産権は、当該当事者に単独で帰属するものとします。
  - (3)前二号にかかわらず、当社から提供を受けた技術情報に基づき加入者が単独で行った発明等について産業財産権の出願をする場合には、加入者は、予めその内容を当社に通知して当該発明等の帰属等について事前に当社と協議するものとします。
- 2 前項第2号又は第3号に基づき知的財産権が当社又は加入者に単独に帰属する場合、権利者は、相手方の求めに応じて、当該知的財産権の非独占的な実施を相手方に許諾するものとし、その条件は当社及び加入者間で協議のうえ別途定めるものとします。
  - 3 第1項第1号又は第3号により当社及び加入者の共有となる知的財産権に係る出願、維持等の手続及びこれら手続に係る費用の分担は、当社及び加入者間で協議のうえ別途定めるものとします。

#### (守秘義務)

第8条 当社及び加入者は、本プログラムの遂行上知る必要性を有する自己の役員、従業員、弁護士及びコンサルタント等(以下あわせて「従業員等」といいます。)に開示する場合を除き、相手方の書面による事前の承諾なくして、本プログラムに関連して相手方から開示を受けた秘密情報(本サポートに関して提供された情報を含みますが、これに限られません。以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示、漏洩しないものとします。なお、当社及び加入者は、従業員等又は相手方の書面による事前の承諾を得た第三者に対して、相手方の秘密情報を開示するときは、当該従業員等又は当該第三者に対して、本件契約に基づき自己が負う義務と同等の守秘義務を課すものとし、当該従業員等又は当該第三者が当該義務に違反した場合には、自己が本件契約に違反したものとみなされるものとします。

- 2 当社及び加入者は、相手方の書面による事前の承諾なくして、相手方の秘密情報を本プログラム遂行の目的以外に利用しないものとします。

- 3 当社及び加入者は、本プログラムの遂行に合理的に必要な範囲内においてのみ、相手方から開示された秘密情報を複製することができるものとします。なお、秘密情報の複製物の取扱いについては秘密情報と同様とします。
- 4 当社及び加入者は、本件契約が終了した場合又は相手方から返却を求められた場合には、相手方の秘密情報が含まれる書面（前項により作成された複製物を含みます。）を直ちに返却するか、又は相手方の指示に従い廃棄するものとし、廃棄したときは速やかにその旨を相手方に書面で通知するものとします。
- 5 前四項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、前四項に定める守秘義務の対象に含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知であった情報又は既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
  - (3) 被開示者が正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
  - (4) 被開示者が、開示された秘密情報によらず独自に開発した情報
  - (5) 裁判所からの命令又はこれに類する官公庁からの開示要求その他法令に基づき開示を要求される情報
- 6 当社は、加入者に係る個人情報を取得しようとし、又は取得したときは、当社のプライバシーポリシーに従ってこれを適切に取り扱います。

#### (損害賠償)

- 第9条 加入者は、本件契約又は個別契約の履行に際し、自己の責に帰すべき事由により当社又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責を負うものとします。
- 2 当社は、本プログラムに関し、加入者の責に帰すべき事由により第三者から損害の賠償を請求された場合であって、これにより当社が損害を被ったときは、その損害の賠償を加入者に請求できるものとします。

#### (本プログラムの終了)

- 第10条 プログラム規約の他の条項の定めにかかわらず、当社は、本プログラムを、加入者の承諾を得ることなく、いつでも終了することができるものとします。但し、当社は、その旨を、やむを得ない事由がある場合を除き1ヶ月前までに、加入者に通知します。なお、本プログラムが終了した場合、本件契約も自動的に終了するものとします。

#### (契約の解除)

- 第11条 当社は、加入者が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知、催告等を要せず、直ちに本件契約を解除できるものとします。
- (1) プログラム規約の各条項の一に違反し、書面により相当期間を定めた催告を受けた後、なお当該違反が是正されないとき

- (2) 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡りとなったとき
- (3) 仮差押、差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、競売の申し立てを受け、又は滞納処分を受けたとき
- (4) 支払いの停止又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき
- (5) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき
- (6) 本件契約の成立後に第3条（契約の成立）第2項各号の一に該当することが判明したとき
- (7) 個別契約その他本件契約以外の当社との契約につき、自己の責に帰すべき事由により当社から解除を受けたとき
- (8) 第6条第5項の規定によりID等の失効を受けたとき
- (9) 当社の業務遂行、本システム等に著しい悪影響を及ぼし、若しくは当社に重大な損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき

#### （有効期間）

第12条 本件契約の有効期間は、本件契約の成立日から1年間とし、本件契約の更新を希望する加入者は、再度第3条第1項に基づく申込みを行うものとします。

- 2 加入者又は当社は、前項に定める有効期間中であっても、相手方に相当期間（別に定めるものとします。）をおき、書面による通知を行うことで本件契約を解約することができます。

#### （終了後の効果）

第13条 第6条第2項乃至第4項、第7条、第9条、本条乃至第19条は、本件契約終了後もなお有効とします。

- 2 第8条は、本件契約終了後もなお3年間有効とします。
- 3 事由の如何を問わず本件契約が終了した場合、本件契約終了前に存続していた一切の個別契約も自動的に終了するものとします。

#### （非拘束）

第14条 当社及び加入者は、本件契約又は個別契約に違反しない限り、本プログラムと同様の他のプロジェクト等への参加、遂行等、一切の行為を制限されないものとします。

#### （代理関係等の否定）

第15条 当社及び加入者は、相互に独立した契約者であり、本件契約又は個別契約により相手方の代理店、共同事業者、代理人としての権利を得るものではないものとします。

#### （譲渡の禁止）

第16条 当社及び加入者は、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件契約又は個別契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

(準拠法)

第17条 本件契約及び個別契約に関する準拠法は、日本国法とします。

(合意管轄裁判所)

第18条 本件契約及び個別契約に関する紛争については、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(協議解決)

第19条 当社及び加入者は、本件契約若しくは個別契約の条項の解釈について疑義が生じたとき又は本件契約若しくは個別契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

以上

附 則

(実施期日)

プログラム規約は、平成 19 年 12 月 18 日から実施します。